

(参考様式 2)

事前点検シート 員弁川用水第2地区

計画主体名	桑名市、東員町		
計画期間 実施期間	H25 ~ H28 H25 ~ H26	総事業費(交付金)	60,000千円 (30,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		計画地区の事業の目標は、太陽光発電施設の設置による環境学習(地球温暖化の防止や再生可能エネルギー利用)の場の提供であり、国が策定する基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		事業計画については、市・町の管理計画に記載されていることから、市町村振興計画との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業計画については、地元土地改良区からの要望書を受け、改良区組合員を始め地域住民の同意を得ていることから、合意形成については図られている。
事業の推進体制は確立されているか		事業の実施については、員弁川用水第2土地改良区が事業主体となり、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		事業内容については、自然・資源活用施設として太陽光発電施設を整備することにより、電力を土地改良施設に利用するとともに、環境教育の場として利用するものであり、事業活用活性化目標と事業内容の整合は図られている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間については、4年間としている。 実施期間については、2年間としている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額は、交付限度額(60,000千円×50%=30,000千円)となっており、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新たに太陽光発電施設を設置するもので、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		太陽光発電施設は 発電施設としての20年が適用される。(経済効果耐用年数より)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	-	適切に算定されている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効率は1.08となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業の実施要件に適合したものとなっている。 員弁川用水第2土地改良区が事業実施主体であり、事業内容は太陽光発電施設の整備で、温室効果ガス排出の削減方法をまとめた計画が定められている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		員弁川用水第2土地改良区が事業主体となって工事を行うため、個人に対する交付ではない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		土地改良区の管理するポンプ場等の土地改良施設に利用する電力規模の施設であり、適正な施設規模となっている。
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		積算については、国の「公共建築工事積算基準」に基づき、適切に行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか		基礎工法を検討するなど事業費低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		ネットフェンスや防犯灯など必要最小限にしている。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の使用目的から勘案して適正か		土地改良区事務所に近接する法面に建設し、環境学習の場としても適切な位置にある。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか		用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	-	
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	-	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		事業実施主体である員弁川用水第2土地改良区の負担については、平成24年度の改良区の総会で承認をとるべく準備を進めており、問題はない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		工事は一般競争入札とする予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		整備後における施設の維持管理は、事業主体である員弁川用水第2土地改良区が管理することとなっている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。